

# 令和2年 第2回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和2年2月19日（水）午後1時30分

ところ：三朝町役場 第3会議室

## 1 開 会

## 2 前回議事録承認

石田委員、芦田委員

## 3 議事録署名委員指名

## 4 報告事項

- (1) 令和元年度準要保護児童生徒の認定について
- (2) 令和2年度 三朝町立小・中学校入学式について
- (3) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）の報告について
- (4) 令和元年度霊場三徳山調査成果報告会について

## 5 議 事

- 議案第1号 令和元年度教育関係費補正予算（令和2年3月）について
- 議案第2号 令和2年度教育関係費当初予算について
- 議案第3号 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第4号 三朝町教育委員会表彰について

## 6 協議事項

三朝町教育大綱（改訂版） 骨子（案）について  
小学校施設検討について

## 7 その他

## 8 閉 会

次回臨時会：令和2年3月12日（木） 13：30 ～

次回定例会：令和2年3月 日（ ） : ～



#### 4 報告事項

##### 【教育総務課】

月日	時間	区分	内容
<b>【2月】</b>			
2月1日 (土)		教育長	ラドンカップ (小学生) 【スポセン】
2月1日 (土)	9:00-	教育総務	中学生土曜楽校⑨【中学校】
2月4日 (火)	9:30-	学 校	小中学校校長会【三朝町役場】
2月7日 (金)		教育総務	県立高校推薦入試 (2/13 内定通知 3/16 発表)
	9:00-	教育長	県教育センター来庁【三朝町役場】
	10:00-	三 朝 町	三朝町議会総務教育常任委員会【三朝町役場】
2月13日 (木)	13:00-	教育長	入学説明会【小学校】
2月14日 (金)	13:00-	教育長	人事ヒアリング【中部総合】
	14:00-	教育長	倉吉地区補導センター評議員会【倉吉交流プラザ】
2月15日 (土)	9:00-	教育総務	中学生土曜楽校⑩【中学校】
2月16日 (日)	9:00-	三 朝 町	差別をなくする三朝町集会【文化ホール】
2月19日 (水)	10:00-	教育長	中部スクラム教育連絡協議会【中部総合】
	13:30-	教育委員	第2回教育委員会定例会【三朝町役場】
2月20日 (木)	10:00-	教育長	中部地区人権教育懇談会【中部総合】
	13:30-	教育長	小学校統合視察【奥出雲町5名】【三朝町役場】
2月21日 (金)	13:00-	三 朝 町	三朝町議会行政報告会【三朝町役場】
2月22日 (土)	9:00-	教育総務	中学生土曜楽校⑪【中学校】
2月25日 (火)	13:00-	教育長	中部療育園地域療育セミナー【未来中心】
	17:30-	教育長	三徳山山内連絡協議会【ブランナールみささ】
2月27日 (木)	10:00-	教育長	倉吉北高等学校卒業証書授与式【倉吉北高】
	10:00-	教育長	社会教育主事講習発表会【まなびタウン東伯】
2月28日 (金)	10:00-	教育長	教育センター来庁【三朝町役場】
	13:30-	教育総務	小学校検討委員会【三朝町役場】
2月29日 (土)	10:00-	教育長	倉吉鴨水館卒館式【倉吉鴨水館】
<b>【3月】</b>			
3月4日 (水)	9:30-	教育長	校長会【三朝町役場】
3月5日 (木)	～6日	教育総務	県立高校一般入試 (3/16 発表)
	～19日	教育長	三朝町議会定例会 (予定)【三朝町役場】
3月7日 (土)	～8日	教育長	教育長会議【白兔会館】
3月9日 (月)		教育総務	文科省会計検査
3月10日 (火)	9:30-	学 校	中学校卒業式【中学校】
3月12日 (木)	13:30-	教育委員	第1回教育委員会臨時会【三朝町役場】
	14:30-	学 校	校長会【三朝町役場】
3月19日 (木)	9:30-	学 校	小学校卒業式【小学校】
3月24日 (火)		学 校	小・中学校修了式
<b>【4月】</b>			
4月7日 (火)		学 校	小中学校始業式
4月8日 (水)		学 校	小中学校入学式
4月13日 (月)	13:30-	教育長	県市町村教育行政連絡協議会【白兔会館】

報告第1号

令和元年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和元年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

令和2年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱  
（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

## 令和2年度 三朝町立小・中学校入学式について

三朝町教育委員会

### 1. 三朝小学校入学式

- (1) 日 時 令和2年4月8日(水) 午前10時～  
(2) 場 所 三朝小学校体育館  
(3) 新入生 男子20名 女子22名(平成25年4月2日～平成26年4月1日生)

	氏名	分担等
教育委員会	西田寛司教育長	告辞
	芦田準子職務代理者	
	大丸満壽委員	
	塩谷俊樹委員	
	石田仁樹委員	
来賓	松浦弘幸町長	祝辞
	赤坂英樹副町長	

### 2. 三朝中学校入学式

- (1) 日 時 令和2年4月8日(水) 午後2時～  
(2) 場 所 三朝中学校体育館  
(3) 新入生 男子26名 女子26名(平成19年4月2日～平成20年4月1日生)

	氏名	分担等
教育委員会	西田寛司教育長	告辞
	芦田準子職務代理者	
	大丸満壽委員	
	塩谷俊樹委員	
	石田仁樹委員	
来賓	松浦弘幸町長	祝辞
	赤坂英樹副町長	

## 報告第3号

### 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本教育委員会に報告する。

令和2年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令  
（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則  
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

## 【社会教育課】 令和2年2～3月の報告及び取組について

日 時		事業名等	場 所	備 考
2月 1日	土		バレーボール ラトソカップ (小学生) (-2日)	トレーニングセンター
2月 2日	日	8:00	町スキー・スノーボード教室	恩原高原 ⇒ 雪不足で中止
2月 5日	水		令和2年度予算査定《町長》	町役場
2月 9日	日		県民スポ・レク祭(冬季大会)	
2月10日	月		令和2年度予算査定《町長》	町役場
2月13日	木		日本遺産の日【にほん(2)いさん(13)】	
2月14日	金	13:00	県埋文センター調査研究成果発表会(-15日) 倉吉地区少年補導センター評議員会	県埋文センター 交流プラザ
2月15日	土	9:00 9:30	青空体験塾(雪あそび) スポーツ推進委員 指導者派遣	三喜苑
2月16日	日	9:00	第26回 差別をなくする三朝町集会	文化ホール
2月18日	火	13:30	文化財マネジメント職員養成研修(-2月21日) 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会	京都市 未来中心 受講者: 柚垣主査
2月20日	木	13:30	人権教育行政担当者会	倉吉体文
2月25日	火	13:30	御幸行列三朝温泉大回り実行委員会④	ほっとプラザ
2月26日	水	10:00	神倉後口山遺跡(氷室跡)三次元レーザー 計測業務納品検査	町役場 (株)アサヒコンサルタント
2月27日	木	15:00	AED納品検査(陸上競技場・武道館)	町体育施設

3月 2日	月	8:30	日本海新聞ふるさと大賞表彰式	町役場	
3月 3日	火	16:00	郡体育協会理事会	中部総合	
3月 4日	水	13:30	正善院修復工事完成検査	三徳山	県・町補助金関係
3月 5日	木	10:00	県人権文化センター調査研究発表会	未来中心	
3月15日	日	13:30	霊場三徳山調査成果報告会	グランナール	講師: 山本義孝氏
3月21日	土	9:00	青空体験塾(ソバうち体験/閉塾式)	文化ホール	

### ▶東京2020オリンピック聖火リレーの予定

聖火リレーはギリシャでの採火式から始まり、その後日本に空輸された聖火は、リレーに先立ち「復興の火」として東日本大震災被災3県にて特別展示されます。その後国内のリレーが始まり、聖火は全国を回ります。

- 2020年3月12日(木) ギリシャ古代オリンピア市聖火採火式
- 3月12日(木)～19日(木) ギリシャ国内リレー(8日間)
- 3月19日(木) ギリシャアテネ市にて聖火引継式
- 3月20日(金・祝) 宮城県にある航空自衛隊松島基地に到着
- 3月20日(金)～21日(土) 宮城県にて「復興の火」展示
- 3月22日(日)～23日(月) 岩手県にて「復興の火」展示
- 3月24日(火)～25日(水) 福島県にて「復興の火」展示
- 3月26日(木) 福島県から日本全国を回る東京2020オリンピック聖火リレースタート



### ▶4月19日(日)10:00- 御幸行列三朝温泉大回り (三徳山→三朝温泉)





JAPAN HERITAGE

日本遺産

令和元年度

# 三徳山調査研究

# 報告会

**入場無料**

- 場 所 -

ブランナール  
みささ 4階

- 日 時 -

3月15日(日)  
13:00~15:30

- 定 員 -

50名

第1講 「美德」成立の意味を考える

第2講 調査報告「山岳修験と氷室」

講師 山本義孝氏 (日本山岳修験学会 理事)

京都市六波羅出身。大学で考古学を専攻し、大学院では近世宗教社会史を学び、高野山大学大学院で日之西眞定師から密教・宗教民俗学を学ぶ。36年にわたり全国の霊場を詳細に踏査し、神仏習合の視点で宗教史の研究を行い、地域に還元することを続けている。三徳山へは20年近く足を運び、修験者の感性でかつての姿を探求している。日本宗教学会会員・日本山岳修験学会理事・日本宗教民俗学会委員

主催：鳥取県三朝町教育委員会

共催：日本遺産三徳山三朝温泉を守る会

お問い合わせ：0858-43-3518(鳥取県三朝町教育委員会事務局社会教育課)



西暦	月
2020	3

### 月間スケジュール 3月

	行事	備考
1日(日)	山本榮子さん編み物展	～3/25まで
2日(月)	休館日	
3日(火)	移動図書館	菜の花
4日(水)	バイオリン美術館5分タイムコンサートお話し会 移動図書館 /本の宅配	バイオリン美術館 田代、三徳センター
5日(木)	移動図書館 消費者相談	賀茂保育園・三期苑・支援センター 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
6日(金)		
7日(土)		
8日(日)		
9日(月)	休館日	
10日(火)		
11日(水)	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
12日(木)	移動図書館	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	休館日	
17日(火)	検診5歳児読み聞かせ 本の宅配	文化ホール
18日(水)	移動図書館/本の宅配	加谷・J A竹田・下西谷 三徳・三朝中・大柿・南学童
19日(木)	移動図書館 消費者相談	こども園・温泉病院 みささ図書館2階
20日(金)	休館日(春分の日)	
21日(土)		
22日(日)		
23日(月)	休館日	
24日(火)	自閉症啓発展示(～4/14)	主催:鳥取県自閉症協会
25日(水)	移動図書館	田代・西学童
26日(木)	休館整理日/神倉配本 館内清掃(ワックス・シューター・窓ガラス)	
27日(金)		
28日(土)		
29日(日)		
30日(月)	休館日	
31日(火)		

- 山本榮子さん編み物展(3/25まで)
- 自閉症啓発展示(3/24～4/14)鳥取県自閉症協会
- 雛めぐり参加(3/15まで)

## 議案第1号

令和元年度教育関係費補正予算（令和2年3月）について

次のとおり令和元年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和元年度教育関係費 歳出補正予算（令和2年3月）案

単位：千円

【教育総務課】

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主な内容
総務管理費	中学生手作り訪仏事業	3,629	△ 927	2,702	旅費
児童福祉費	放課後児童対策費（西）	10,384	△ 800	9,584	臨時職員賃金執行見込
教育総務費	学力向上事業	1,223	△ 945	278	契約年数の変更（5年→単年）
	高校生等遠距離通学費補助金	3,600	△ 300	3,300	申請者 108名/148名
小学校費	小学校運営共通一般経費	8,731	△ 400	8,331	臨時職員賃金執行見込
	小学校運営一般経費	8,530	△ 1,145	7,385	光熱水費
	特別支援教育費	10,207	△ 1,845	8,362	臨時職員賃金（外国籍対応）
	小学校特別備品整備費	2,451	△ 328	2,123	机、椅子入札差金
	小学校遠距離通学費補助金	9,000	△ 800	8,200	1月定期で予算計上 152/161名
	小学校準要保護児童援助費	2,997	△ 497	2,500	医療費、新入学児童学用品費
	小学校教育振興一般経費	3,278	△ 870	2,408	貸切バス使用料
	小学校G I G A スクール構想整備費	0	6,532	6,532	校内LAN整備
	中学校運営一般経費	8,049	△ 1,450	6,599	光熱水費
	中学校運営共通一般経費	7,615	△ 500	7,115	臨時職員賃金執行見込
	特別支援教育費	3,378	△ 1,300	2,078	臨時職員（外国籍）
	中学校費	中国合唱コンクール出場補助金	891	△ 692	199
全日本ジュニアオリンピック派遣補助金		173	△ 173	0	該当者なし
中国中学校選手権大会派遣事業補助金		539	△ 491	48	実績見込み（陸上、水泳）
全国中学校体育大会派遣事業補助金		122	△ 122	0	該当者なし
中学校準要保護生徒援助費		3,890	△ 190	3,700	修学旅行、新入学
中学校G I G A スクール構想整備費		0	5,080	5,080	校内LAN整備
保健体育費	調理センター一般経費	24,347	0	24,347	光熱水費（事業内調整）
	調理センター施設改修費	35,250	△ 4,822	30,428	入札差金
教育総務課計		148,284	△ 6,985	141,299	

単位：千円

【社会教育課】

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内容
社会教育費	人権教育推進員設置事業	1,152	△ 1,152	0	未配置
	山口恵梨子杯将棋大会補助金	200	△ 200	0	開催中止
社会教育費計		1,352	△ 1,352	0	

## 議案第2号

### 令和2年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和2年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

予算書 ページ	予算 科目	2 款	1 項	6 目	所 属		課	教育総務	係
					教育総務	課			
事業名 (大事業)					財源内訳 (単位：千円)				
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他		
国際交流事業	7,017	6,434	583		6,900		117		

1. 事業の目的

友好交流都市での国際交流体験により、中学生に豊かな感性と国際感覚を育成する。

2. 事業の概要

姉妹校関係である石岡国民中学校との相互交流やラマルー・シ・ハン町へ中学生を派遣し、ホームステイや学校訪問により交流を深める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内 容	予算額	負担割合等
中学生手作り訪仏事業	ラマルー・シ・ハン町へ中学生を派遣、ホームステイや小学校訪問。 生徒6名、引率5名	3,715	過疎債充当
台中市石岡区との中学生相互交流事業	台湾台中市石岡国民中学校と相互に訪問、ホームステイや授業交流。 ICTを活用した交流実施。 派遣生徒12名、引率4	3,302	過疎債充当
合 計		7,017	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input checked="" type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	--	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	2 款	1 項	8 目	所 属		課	調理センター	係
					教育総務	課			
事業名 (大事業)					財源内訳 (単位：千円)				
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他		
調理センター施設費	2,685	2,111	574				2,685		

1. 事業の目的

安全な給食を提供する施設として、適切な管理を行う。

2. 事業の概要

調理機器の定期的な保守点検と維持修繕を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内 容	予算額	負担割合等
調理センター施設管理費	調理機器の期的な保守管理、施設修繕。	2,685	—
合 計		2,685	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	-----------------------------	-----------------------------



予算書 ページ	予算 科目	3	2	1	目	所属：		教育総務 係
						教育総務 課	教育総務 係	
事業名（大事業）		予算額		財源内訳		(単位：千円)		
本年度		前年度	比較	国県支出金		地方債	その他	一般財源
放課後児童対策 事業費	24,959	22,624	2,335	13,264	2,558	9,137		

## 1. 事業の目的

就業などにより居間保護者が家庭にいない児童に対して、放課後等に安心して過ごせる生活の場を  
与え児童の健全な育成を図る。

## 2. 事業の概要

学童クラブを開設し安全面に配慮しながら児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援す  
る。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内 容	予算額	負担割合等
放課後児童対策費（西）	三朝西学童クラブ（直営） 会計年度職員、施設運営費。	12,063	国県算出基 準 利用料
放課後児童対策費（東）	三朝東学童クラブ（三徳地域協議会委託）	7,910	国県算出基 準 利用料
放課後児童対策費（南）	三朝南学童クラブ（竹田地域協議会委託）	4,986	国県算出基 準 利用料
合 計		24,959	

## 4. その他特記事項

学童利用料の軽減措置  
同一世帯において2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の育成料は無料とする。  
1月のうち利用日数が10日以内の場合は、育成料を半額免除する。

総合計画での位置付け

第 1 節

感性と自立心を育む町

 通暁 辺地

予算書 ページ	予算 科目	10	1	1	目	所属：		教育総務 係
						教育総務 課	教育総務 係	
事業名（大事業）		予算額		財源内訳		(単位：千円)		
本年度		前年度	比較	国県支出金		地方債	その他	一般財源
育教育委員会費	1,910	1,913	-3					1,910

## 1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ  
教育行政の中立性と安定性を確保することを目的に設置している教育委員会の委員活動を行う。

## 2. 事業の概要

教育委員の活動に係る各種経費。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内 容	予算額	負担割合等
教育委員報酬	教育委員報酬（4名）	1,776	—
教育委員会一般活動費	教育委員会開催、学校及び保育（こども）園 訪問、研修会・各種行事等参加。	53	—
教育委員視察研修経費	教育委員先進地視察、教育委員研究大会参 加。	81	—
合 計		1,910	

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け

第 1 節

感性と自立心を育む町

 通暁 辺地

予算書 ページ	予算 科目	10 款	1 項	2 目	所 属	課	係
事業名 (大事業)							
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他
13,040		7,185		5,855	3,947		9,093
教育委員会事務 局費							

1. 事業の目的

特色ある三朝町教育を展開する。

2. 事業の概要

小中学校の魅力ある取り組みに係る各種経費。  
小中学校の児童生徒が共通して取り組む教育事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
学力向上事業	中学生の学力向上を目指し問題データベースを購入、個々の理解力に合わせた宿題プリントや問題集を作成。(国語、社会、理科、英語)	278	—
学力アップ土曜学習事業	児童生徒の土曜日における教育活動を充実させるため、中学生は学力向上授業、小学生は地域学習を開催。	271	県2/3
特別支援学校児童生徒通学支援事業	県の交付金を受け、特別支援学校に通う児童生徒の通学支援を行う。	3,789	県10/10
教育ICT戦略策定事業	教育ICT(情報通信技術)機器の活用による深い学びを提供するため、教育ICTの知見を有する支援員を派遣。	3,802	—
みささイングリッシュチャットプログラム	幼児期から中学校まで連携した英語教育の充実を図るため、外国語教育支援員をコーディネートとして配置。	2,264	—
学校運営支援員配置事業	支援が必要ない児童生徒の増加に伴う指導主事の補佐、学習指導以外の業務増加による教員の補佐をするため、学校教育経験者を支援員として配置。	2,216	—
みささっ子教育連携充実事業	幼児期から中学校まで連携した教育の充実を図るため、小中学校教職員を対象とした研修会を開催。	420	—
合 計		13,040	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	1 項	3 目	所 属	課	係
事業名 (大事業)							
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他
4,907		3,600		1,307	1,464	3,400	43
教育振興費							

1. 事業の目的

町内在住高校生等の教育に係る経済的な負担を軽減する。

2. 事業の概要

県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
高校生等遠距離通学費補助金	居住している集落から三朝町役場までの距離、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。	4,907	県算定基準 過疎圏充当
合 計		4,907	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input checked="" type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	--	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	2 項	1 目	所属：		教育総務 係
					教育総務 課	教育総務 係	
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)		
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他
小学校管理運営費	17,934	16,745	1,189				464
							17,470

1. 事業の目的

教育を受ける環境として、学校運営に必要な管理を行う。

2. 事業の概要

児童の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。多賀町との小学生相互交流を目指し準備を進める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する管理運営経費。学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金。	9,140	保険個人負担金、災害共済給付金
小学校運営一般経費	学校が所管する管理運営経費。需用費、光熱水費、簡易修繕。	8,710	—
小学生相互交流事業	多賀町との小学生相互交流を目指し、教職員の学校視察及び協議。	84	—
合計		17,934	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	-----------------------------	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	2 項	1 目	所属：		教育総務 係
					教育総務 課	教育総務 係	
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)		
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他
小学校運営特別経費	15,860	19,065	△ 3,205		2,000		1,629
							12,231

1. 事業の目的

さめ細かな教育を実施し、知育・徳育・体育の調和の取れた子どもを育てる。

2. 事業の概要

支援を必要とする児童に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。外国語教育を充実するため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
特別支援教育費	支援を必要とする児童の学校生活における援助を行うため支援員を配置。	7,768	—
少人数学級加配教員配置負担金	県教育委員会が実施している少人数学級の拡充に伴い、指導教員の加配による複数学級化を図る。	2,000	過疎費充当
小学校外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置、保育（こども）園での外国語活動も実施。	4,463	—
小学校特別備品整備費	机椅子などの学校備品を整備。	1,629	—
合計		15,860	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input checked="" type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	--	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	2 項	1 目	所属： 教育総務 課 教育総務 係		
						予算額	
事業名（大事業）	本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校施設管理費	930	615	315				930

**1. 事業の目的**

安心して教育を受けられる学校施設として、施設の維持改修を行う。

**2. 事業の概要**

施設の維持修繕を適切に行う。

**3. 事業内容**

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校施設維持修繕費	教室建具修繕	930	—
合 計		930	

**4. その他特記事項**

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	2 項	2 目	所属： 教育総務 課 教育総務 係		
						予算額	
事業名（大事業）	本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校教育振興費	20,504	22,704	△ 2,200	2,848	6,500	3,104	8,052

**1. 事業の目的**

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行い、教育の充実を図る。

**2. 事業の概要**

遠距離通学児童保護者及び就学支援の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。  
ICT機器および教科教材などを整備し、児童の学力向上を図る。

**3. 事業内容**

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校遠距離通学費補助金	通学距離2km以上離れた集落に在住する児童の保護者に通学費を補助する。(定期券利用者には無料給付)	9,000	国1/2 4km以上 遠距離充当
小学校標準要保護児童援助費	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に学用品費などの援助を行う。	2,713	—
小学校教科書改訂特別経費	教科書の変更に伴い、教師用教科書及び指導書を購入。	1,042	—
小学校OA機器等備品整備費	児童用タブレット整備(用品基金3/5年目)	1,448	—
小学校特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童保護者の経済的負担を軽減する。	855	国1/2
小学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる郊外活動や教材費、学力検査や学校図書の実現を図る経費。	3,790	—
小学校GIGAスクール構想整備費	国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、児童用タブレットを整備。(5年リース契約)	1,656	—
合 計		20,504	

**4. その他特記事項**

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input checked="" type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	--	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	3 項	1 目	所属：		教育総務 課	教育総務 係
					教育総務	課		
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他 一般財源	
中学校管理運営費	18,289	15,760	2,529	583	651	17,055		

1. 事業の目的

教育を受ける環境として、学校運営に必要な管理を行う。

2. 事業の概要

生徒の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。学校施設維持に必要な経費及び臨時職員を配置し、安全な施設管理を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校運営一般経費	学校が所管する管理運営経費。需用費、光熱水費、簡易修繕。	8,046	—
中学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する管理運営経費。学校医、会計年度職員、施設保守員、災害共済給付金。	9,137	保険個人負担金 災害共済給付金
中学校運動部活動外部指導者派遣事業	運動部活動の充実を図るため、部活動指導員及び部活動外部指導者を配置。	1,106	指導員 国県2/3 指導者 県1/2
合計		18,289	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第1節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通暎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-----	------------	-----------------------------	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	3 項	1 目	所属：		教育総務 課	教育総務 係
					教育総務	課		
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他 一般財源	
中学校運営特別経費	10,306	11,679	△ 1,373	3,441	6,865			

1. 事業の目的

さめ細かな教育を実施し、知育・徳育・体育の調和の取れた子どもを育てる。

2. 事業の概要

支援を必要とする生徒に対して、支援員や相談員を配置し安定した学校生活を支援する。外国語教育を充実するため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校特別備品整備費	机椅子などの学校備品を整備。	326	—
不登校対策支援員配置事業	不登校対策に対応するため、支援員を配置。	1,926	—
心の教室相談員設置費	生徒の悩みを軽減するため、心の教室相談員を配置。	1,189	—
特別支援教育費	支援を必要とする生徒の学校生活における援助を行うため、支援員を配置。	1,966	—
中学校外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置。	4,899	—
合計		10,306	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第1節	感性と自立心を育む町	<input type="checkbox"/> 通暎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-----	------------	-----------------------------	-----------------------------



予算書 ページ	予算 科目	10 款	3 項	1 目	所属：		教育総務 課	教育総務 係
					教育総務	その他		
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他	
中学校施設管理費	15,480	2,767	12,713	4,871	9,700	909		

## 1. 事業の目的

安心して教育が受けられる学校施設として、維持改修を行う。

## 2. 事業の概要

施設の維持修繕と洋式トイレの整備を行う。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校施設維持修繕費	手洗い場水栓修繕、遮光カーテン	865	—
中学校トイレ改修事業	各トイレに洋式トイレを整備。	14,615	国1/3 過疎債充当
合 計		15,480	

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け 第1節 感性と自立心を育む町  通称  辺地

予算書 ページ	予算 科目	10 款	3 項	2 目	所属：		教育総務 課	教育総務 係
					教育総務	その他		
事業名（大事業）					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他	
中学校教育振興費	15,441	14,786	655	219	2,500	6,281		
					6,441			

## 1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行い、教育の充実を図る。

## 2. 事業の概要

遠距離通学生徒保護者及び就学支援の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。  
ICT機器および教科教材などを整備し、生徒の学力向上を図る。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる郊外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を図る経費。	3,302	—
中学校遠距離通学費補助金	通学距離2km以上離れた集落に在住する生徒の保護者に通学費を補助する。	2,500	過疎債充当
中学校準要保護生徒援助費	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に学用品費などの援助を行う。	2,917	—
中学校OA機器等備品整備費	普通教室天吊プロジェクター整備。校務用PC更新。	4,869	—
中学校特別支援教育奨励費補助金	特別支援学級に在籍する生徒保護者の経済的負担を軽減する。	441	国1/2
中学校GIGAスクール構想整備費	国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、生徒用タブレットを整備。（5年リース契約）	1,412	—
合 計		15,441	

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け 第1節 感性と自立心を育む町  通称  辺地

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10	款	5	項	3	目	所属： 教育総務 課 調理センター 係
事業名 (大事業)	予算額							(単位：千円)
	本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
学校給食費	50,696	59,597	△ 8,901	23,700				26,996

1. 事業の目的

安心安全な給食を提供するとともに地産地消を推進し、児童生徒の食育推進を図る。

2. 事業の概要

給食調理業務、アレルギー対応食調理業務、衛生管理業務、給食配送業務、地産地消の推進  
者朽化した調理機器および空調設備の更新 (4年計画の4年目)

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター施設一般経費	調理センター運営経費。 会計年度任用職員、光熱水費、検査料、給食 配送費用。	26,989	—
調理センター施設改修費	調理機器の更新。 クリールームダスター、フードスライ サー、超音波洗浄機、ハススルー冷蔵庫、鮮度 保持冷蔵庫、消毒保管庫、衣類乾燥機。	23,707	過疎債充当
	合 計	50,696	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町	<input checked="" type="checkbox"/> 通称	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------	--	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	3	款	1	1	項	1	目	所属：		係			
									社会教育	社会教育				
事業名(大事業)										財源内訳		社会教育		
										国県支出金	地方債		その他	
人権・同知対策費										504	446	58	391	113

1. 事業の目的

自治体の責務として人権教育および人権啓発を推進する。あらゆる差別と偏見を許さない人権尊重のまち・三朝町の実現を目指し、町民ニーズに即した人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する。

- (1) 人権学習の充実 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気づく視点をもち、人権感覚を育てていくための学習を推進する。
- (2) 人権教育・啓発推進体制の充実 家庭・学校・地域や職場、人権擁護委員・民生委員等との連携を強化して、町ぐるみの啓発体制を整える。

2. 事業の概要

- ・「差別をなくする三朝町集会」の開催
- ・「三朝町人権教育講座」の開催

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
人権啓発講演会等事業	「差別をなくする三朝町集会」の開催 時期：令和2年11月に開催予定 対象：全町民 内容：町内団体等の実践発表会、人権講演会、パネル展示、人権相談コーナー開設等 ※ 鳥取県中部地区人権フェスティバルと共催 「三朝町人権教育講座」の開催 日常生活の中での様々な人権課題を正しく知り、問題解決のための正しい行動に自発的に結びつく契機となる研修会を開催する ※ 「部落解放月間」の時期に合わせて実施 (7～8月に開催予定)	504	国 10/10 (対象経費)
合 計		504	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	6	款	1	1	項	12	目	所属：		係			
									社会教育	社会教育				
事業名(大事業)										財源内訳		社会教育		
										国県支出金	地方債		その他	
トレーニングセンター管理費										1,099	1,031	68	400	699

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理・運営し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

トレーニングセンターの維持管理・運営を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
トレーニングセンター 火災共済保険料	トレーニングセンター火災共済保険料	53	—
トレーニングセンター 一般経費	トレーニングセンター維持管理のための必要経費（消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等）	1,046	—
合 計		1,099	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	1 目	所属			係
					社会教育	社会教育	社会教育	
事業名(大事業)					財源内訳 (単位:千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会教育総務一 般経費	619	610	9					619

1. 事業の目的

町民が生涯にわたって自主的に学習に取り組み、生き生きと豊かな人生を過ごすことができるよう、社会教育を推進する。  
町民からの意見、有識者からの助言や指導、関係団体との連携などにより各種事業を展開する。

2. 事業の概要

- ・社会教育委員会の開催
- ・社会教育主事の養成
- ・各種団体への負担金 など

3. 事業内容

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
社会教育一般経費	社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費	271	-
鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	4	-
鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか各団体で組織する協議会の負担金	5	-
鳥取県社会教育委員連絡協議会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	-
東伯郡社会教育連絡協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	63	-
倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	259	-
社会教育主事養成事業	社会教育を行う者に対する専門的、技術的・助言、指導にあたる「社会教育主事」の資格を取得するため、社会教育主事講習を受講するための経費	5	-
合計		619	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第1節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-----	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	1 目	所属			係
					社会教育	社会教育	社会教育	
事業名(大事業)					財源内訳 (単位:千円)			
本年度		前年度		比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
人権・同和教育事業費	2,065	1,922	143					2,065

1. 事業の目的

全町民に人権問題についての正しい認識を広げるとともに、差別のない地域づくりを推進するために、三朝町の人権政策(方針・目的)に沿った人材教育、啓発活動を実施できる団体「三朝町人権教育推進協議会」に事業を委託する。

2. 事業の概要

- 1 人権教育の学習内容、方法の研究を行うこと。
- 2 人権教育に関する研修・講習会を開催すること。
- 3 人権教育に関する資料の収集、作成、提供を行うこと。
- 4 各種団体・機関等との連携と相互の交流を行うこと。

3. 事業内容

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発・研修計画の作成・実施、および関係団体の育成指導にあたり人権尊重の町づくりを推進する。	1,266	-
町人権教育推進協議会委託金	人権学級の開催、推進員の研修 全国人権・同和教育研究会(新潟)、人権尊重社会を实践する鳥取県集会(米子市)、部会活動の支援 中学3年生の人権学習交流会 啓発紙「共に生きる」、「人権協だより」の発行 事業所研修会の支援(企画、講師派遣等)	779	-
鳥取県人権教育推進協議会負担金	鳥取県人権教育推進協議会に参画し、幅広い視野で人権教育を推進する。	20	-
合計		2,065	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第1節	生涯学習の振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-----	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	1 目	所属：	社会教育 課	社会教育 係
					財源内訳 (単位：千円)		
事業名 (大事業)		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他 一般財源
青少年育成事業費		3,607	3,177	430	682	120	2,805

- 1. 事業の目的**  
地域全体での青少年の健全育成を支援する体制づくりに資する。
- 2. 事業の概要**  
学校と地域との連携を構築し、地域ぐるみで学校を支援、やさしくたくましく三朝町の子どもを育成するための各種事業を実施する。
- 3. 事業内容**

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
学校支援推進事業	学校の要望に応じて地域住民ボランティアが学校を支援する。	386	国1/3、県1/3
鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金 (具体的業務：全国子ども会安全共済会加入の事務手続等)	3	—
青少年団体育成事業	高校生のボランティア活動を支援する。	80	—
青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。	665	—
未来を拓けみささっこ創造事業	全国的または世界的に活躍されている方を講師として招き、小・中学生 (保護者を含む) を対象に講演会を実施し、将来に対する夢を抱き、その実現に向けて努力するみささっ子の育成を支援する。	648	—
青少年育成町民会議補助金	青少年育成三朝町民会議が実施する事業に対する補助金	50	—
地域が育てる子ども総合対策事業	・みささ書空体験塾の開催 (NPO法人に事業委託) ・土曜日の教育支援活動事業として、地域の力で児童の野外活動体験を目的に実施。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	800	国1/3、県1/3
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	・姉妹都市盟約を締結している京都府城陽市との児童間交流事業。 ・互いの地域文化を知り、親睦を深める。 ・令和2年度は城陽市で開催 (三朝町から児童を派遣)	594	—
みささ町かがやく子どもフェスティバル開催事業	・各種青少年育成事業を広く町内外に向けて発信し、子ども達の成長を喜び、励まし、支える機運を高める機会とする。 ・活動発表、ものづくり・食育体験、各種イベントを開催。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	381	国1/3、県1/3
合 計		3,607	

**4. その他特記事項**

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実 次世代を担う人づくりの推進	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	1 目	所属：	社会教育 課	社会教育 係
					財源内訳 (単位：千円)		
事業名 (大事業)		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他 一般財源
成人教育事業費		381	79	302	380		1

**1. 事業の目的**

- ・市民に生涯学習の場を提供し、社会参加の啓蒙を図る。
- ・市民が「今、知りたいこと」を把握し、幅広い年代で生涯学習の場を提供する。
- ・学校教育を離れた市民を対象に生涯学習の場を提供し社会参加の啓蒙を図る。

**2. 事業の概要**

生涯学習講座「三朝大学」を開催する。

**3. 事業内容**

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
生涯学習講座「三朝大学」開催経費	講座の開催 年8回 (5~12月 毎月1回開催) ※受講者80名を想定	381	—
合 計		381	

**4. その他特記事項**

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------



予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属： 社会教育 課	社会教育 係
事業名（大事業）		予算額 財源内訳 (単位：千円)							
		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
家庭教育事業費		80	88	△8	53			27	

1. 事業の目的

- ・子どもの発達段階に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。  
(各学校、保育園、こども園で開催)

2. 事業の概要

- ・子どもの発達段階に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。  
(各学校、保育園、こども園で開催)

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
家庭教育支援推進事業	・子どもの発達段階に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 ・各保育園・小学校・中学校の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業 ※受講者80名を想定	80	国1/3、県1/3
合 計		80	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け 第1節 生涯学習の振興  過疎  辺地

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	3	目	所属： 社会教育 課	社会教育 係
事業名（大事業）		予算額 財源内訳 (単位：千円)							
		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
文化振興費		1,136	603	533				1,136	

1. 事業の目的

- ・市民の文化芸術の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。

2. 事業の概要

- ・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。
- ・町内児童・生徒対象 読書感想文コンクールと絵画コンクールを開催する。
- ・町内の音楽の愛好家による音楽発表の場として音楽祭を開催し、町の賑わいを創出する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
文化振興事業費	・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・読書感想文及び絵画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒)	386	—
山口恵梨子杯将棋大会開催事業	三朝町ゆかりのプロ棋士山口恵梨子氏にあやかり「山口恵梨子杯将棋大会」を開催する。過去に主催した実績のある日本将棋連盟鳥取県キッズ支部に開催業務を委託する。	300	—
三朝町音楽祭開催事業	町内で活動する音楽の愛好家（音楽バンド）等が一堂に会した音楽祭を開催する。	450	—
合 計		1,136	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け 第1節 文化芸術の振興  過疎  辺地

予算書 ページ	予算 科目	10 款	5 項	1 目	所属：	社会教育 課	社会教育 係
事業名（大事業）		予算額			財源内訳		
		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他
保健体育総務費		4,726	4,940	△214			一般財源

1. 事業の目的

町民が健康で笑顔あふれる町づくりにはスポーツ活動が最適であり、「町民一人1スポーツ」を目標に事業を展開する。  
町民が幅広くスポーツに親しむ場と環境を提供しスポーツの振興を図る。

2. 事業の概要

- ・ 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（スポレク祭）、県民スポレク祭への派遣
- ・ 中部地区駅伝競走大会への派遣
- ・ 三朝町駅伝競走大会の開催
- ・ 三朝町体育協会への事業委託
- ・ 各種団体への負担金 など

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
保健体育一般経費	中部地区駅伝競走大会への支援（役員謝金、選手保険代等） 三朝町駅伝競走大会の開催（交通指導委員出席費、送迎バス代等）、東伯郡民スポレク祭出場者への支援（保険代）	218	-
保健体育事業費	町体育大会等体育事業の開催 体育関係表彰	76	-
三朝町体育協会委託金	郡民スポレク祭、県民スポレク祭への選手派遣 中部地区駅伝競走大会、米子鳥取駅伝競走大会への選手派遣 各種スポーツ大会の開催、三朝町駅伝競走大会の開催 各競技団体の育成強化 など	2,000	-
三朝町スポーツ少年団補助金	各単位団11団への補助金	949	-
東伯郡体育協会負担金	東伯郡体育協会への負担金（郡民スポレク祭の開催経費等）	288	-
全国・中国大会等参加助成金	全国・中国大会等に出場する参加者への助成金	400	-
東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー実施事業	東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー及び出発式等の実施経費	795	-
合 計		4,726	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	5 項	1 目	所属：	社会教育 課	社会教育 係
事業名（大事業）		予算額			財源内訳		
		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他
スポーツ推進委員活動事業費		967	840	127			一般財源

1. 事業の目的

- ・ スポーツ推進委員活動を推進し、本町の生涯スポーツ事業の発展及び普及を図る。
- ・ これにより、町民の生涯スポーツ活動を推進し、健康増進を図る。

2. 事業の概要

生涯スポーツの普及・推進を図るためのスポーツ推進委員の報酬、活動経費等

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
スポーツ推進委員報酬	年額報酬 48,000円/人 × 12名	576	-
スポーツ推進委員活動費	生涯スポーツの普及・指導 定例会の開催 県・郡の研修会への参加 全国大会・中国大会への参加 等	367	-
鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	-
東伯郡スポーツ推進委員協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	-
合 計		967	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所 属	課	社会教育	係
事業名(大事業)											
財源内訳 (単位:千円)											
本年度		前年度		比較		国県支出金		地方債		その他	
6,974		6,732		242		1,134		5,840		一般財源	
体育施設一般管理費											

1. 事業の目的

市民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育(体育授業)等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理・運営し、市民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

野球場、テニスコート、多目的スポーツ広場、陸上競技場、町民武道館及び町民プールの維持管理・運営を行う。

3. 事業内容

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
野球場一般管理経費	野球場の維持管理、保守点検	2,768	-
テニスコート(人工芝)一般管理経費	テニスコート(人工芝)の維持管理、保守点検	121	-
多目的スポーツ広場一般管理経費	多目的スポーツ広場の維持管理、保守点検	189	-
陸上競技場一般管理経費	陸上競技場の維持管理、保守点検	328	-
武道館一般管理経費	町民武道館の維持管理、保守点検	248	-
町民プール一般管理経費	町民プールの維持管理、保守点検	387	-
体育施設一般管理経費	管理者への業務管理委託事業	2,230	-
体育施設火災共済保険料	体育施設火災共済保険料	73	-
武道館維持補修費	町民武道館の引戸改修工事	630	-
合 計		6,974	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所 属	課	社会教育	係
事業名(大事業)											
財源内訳 (単位:千円)											
本年度		前年度		比較		国県支出金		地方債		その他	
1,239		1,020		219		1,239		1,239		一般財源	
文化財保護調査経費											

1. 事業の目的

文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、教育委員会に意見申し、又はこのために必要と調査を行うために文化財保護調査委員会を設置する。  
本町の文化財調査、保存及び活用に係る経費を計上するとともに、三徳山の世界遺産登録推進を図るため、関連調査等を実施する。

2. 事業の概要

- ・委員会の開催
- ・定例軽易な事務費
- ・世界遺産登録推進に係る調査
- ・加盟団体への負担金

3. 事業内容

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
文化財保護調査委員会費	文化財の保存と活用に関する会議を開催するとともに、開発事業との調整に係る現地確認等、必要に応じて調査等を行う。	150	-
文化財調査一般経費	文化財保護施設の布衣を巡り、国内の文化財保存管理・整備の動向を把握するため関係者が一堂に会する各種大会へ出席する。また、必要に応じて文化庁協議を行う。	775	-
世界遺産登録推進調査経費	三徳山世界遺産登録を推進するため、調査研究、情報収集等を行い価値を高める取組みを継続して実施する。	286	-
ユネスコ世界遺産登録活動事業	世界遺産登録関係機関であるユネスコに加盟し、各地の動向を把握し、本町の登録活動の推進に資する。	3	-
全国史跡整備市町村協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織への負担金	20	-
全国史跡整備中国地区協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織への負担金	5	-
合 計		1,239	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 4 節	観光業の活性化 文化財の保存と活用	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------------------	-----------------------------	-----------------------------

令和2年度 一般 会計 予算説明資料

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	4 目	所属： 社会教育 課	文化財 係		
							財源内訳 (単位：千円)	
事業名 (大事業)		予算額		財源内訳				
		本年度	前年度	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
文化財保存事業 費		65,879	24,814	41,065	52,440			13,439

1. 事業の目的

文化財の適正な保存と活用を図り、市民の文化の向上に資するとともに、確実に後世へ継承する。  
三徳山の文化的価値を明らかにし、世界遺産登録の推進を図る。

2. 事業の概要

- ・文化財の保存・継承に係る補助金交付等の支援
- ・三徳山の価値を明らかにするための埋蔵文化財調査
- ・日本遺産の認知向上の取り組みへの支援
- ・国指定史跡等の保存と活用に係る計画策定

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名 (中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
無形民俗文化財保存継承 事業補助金	国指定重要無形民俗文化財三朝のシンシヨの 保存伝承のため、行事の実施に係る経費の一部 を補助金を交付する。 (補助率2/3、上限1,000千円)	1,000	—
三徳山遺跡発掘調査等事 業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区の発 掘調査(遺構の三次元計測を含む)を継続実施 する。(国・県補助事業)	9,001	国:1/2 県:1/3 (国補助額の2/3)
日本遺産魅力発信推進事 業	日本遺産サミットに出席し、情報発信を行う。 日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う日本遺産魅力発 信推進事業に対して補助金を交付する。(補助率1/2) 三徳山御幸行列保存会が行う日本遺産交流イベント事業 に対し補助金を交付する。(補助率2/3)	1,446	—
名勝及び史跡三徳山史跡 等買上げ事業	名勝及び史跡三徳山指定地内の民有地につい て、公有地化を行う。(国・県補助事業/登記 費用は補助対象外)	51,788	国:4/5 県:1/15 (国補助額の1/3)
史跡等保存活用計画策定 事業	国指定の名勝及び史跡三徳山と名勝小鹿深に ついて、近年の社会情勢の変化や、調査研究成 果に対応した保存と活用の計画策定を行う。 (国・県補助事業)	2,002	国:1/2 県:1/10 (国補助額の1/5)
県指定保護文化財三徳山 三仏寺建造物群保存修理	三仏寺が行う十一面観音等の修理事業に対して 補助金を交付する。(事業費10,278千円に対 し補助率1/16。県は1/2を補助員込み)	642	—
合 計		65,879	

4. その他特記事項

- ・日本遺産魅力発信推進事業のうち三徳山御幸行列保存会が行う日本遺産交流イベント事業は3年に1回実施。
- ・史跡等保存活用計画策定事業、県指定保護文化財三徳山三仏寺建造物群保存修理は令和2年度事業完了予定。

総合計画での位置付け	第 4 節	観光業の活性化 文化財の保存と活用	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	6 目	所属： 社会教育課 課			図書館 係
					10	4	6	
事業名(大事業)					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		20,070	16,875	3,195	国県支出金	地方債	その他	一般財源
図書館管理運営費					44		35	19,991

## 1. 事業の目的

- ・市民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習の支援
- ・暮らしや仕事や趣味、地域の問題解決に役に立つ情報の提供
- ・豊かな文化の創造
- ・ゆとりとぬくもりを感じられる居場所の創出

## 2. 事業の概要

- ・各種研修自己研鑽により職員の資質向上に努める。
- ・図書館システムで正確に効率よく図書館業務を遂行する。
- ・地域住民と協働した展示及び講座を実施して図書館利用者の満足度を高める。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
図書館一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度職員雇用(5名)</li> <li>・図書館協議会運営費</li> <li>・図書館活動費</li> <li>・出張英語村、農業分野講演会等</li> <li>・図書館システム維持管理費</li> <li>・簡易修繕費</li> </ul>	15,357	—
図書等整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費(雑誌、新聞)</li> <li>・図書データ使用料・備品購入費(図書)</li> </ul>	4,708	—
鳥取県図書協会負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県図書協会負担金</li> </ul>	5	
合 計		20,070	

## 4. その他特記事項

予算書 ページ	予算 科目	10 款	4 項	6 目	所属： 社会教育課 課			図書館 係
					10	4	6	
事業名(大事業)					財源内訳 (単位：千円)			
本年度		4,466	3,323	1,143	国県支出金	地方債	その他	一般財源
図書館施設管理費							837	3,629

## 1. 事業の目的

図書館施設の適正な維持管理のよる、安心安全で快適な居場所の提供

## 2. 事業の概要

- ・各種研修自己研鑽により職員の資質向上に努める。
- ・図書館システムで正確に効率よく図書館業務を遂行する。
- ・地域住民と協働した展示及び講座を実施して図書館利用者の満足度を高める。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名(中事業)	事業内容	予算額	負担割合等
図書館施設一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理等(消耗品費、光熱水費、車検費等)</li> <li>・施設管理業務委託費(清掃、警備、リフト、空調、電気保安、消防点検等)</li> <li>・備品費</li> </ul>	3,601	—
図書館施設改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開架室一部ブラインド設置工事</li> <li>・事務室及び2階会議室LED化工事</li> </ul>	837	—
図書館火災共済保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物災害共済保険料</li> </ul>	28	—
合 計		4,466	

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	感性と自立心を育む町 生涯学習の振興	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地

## 議案第 3 号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

### 【改正理由】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）（平成 31 年 3 月 29 日公布）の施行に伴う改正等

### 【改正概要】

1. 放課後児童支援員について、都道府県知事が行う研修のほか、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項 政令で指定する人口 50 万以上の市（指定都市）が行う研修を修了した者も対象とする。
2. 元号改正に伴い、条例（附則）中「平成」の表記を「令和」に改める。
3. 条例の附則第 2 条第 2 項の経過措置の期間（令和 2 年 3 月 31 日まで）を第 2 期三朝町子ども・子育て支援事業計画の計画期間に合わせて、令和 7 年 3 月 31 日までに改める。

### 【施行期日】

公布の日

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年 月 日

三朝町長

三朝町条例第 号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4及び5 略	(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4及び5 略

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 この条例の施行に際し、現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「40人」とあるのは、「70人」とする。

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 この条例の施行に際し、現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「40人」とあるのは、「70人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第4号

### 三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰の被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成25年教委訓令第1号）第3条による学校長からの推薦がありましたので、本委員会の承認を求める。

令和2年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校(町内に存する学校に限る。)に在学する者又は当該者が属する団体。

(2)本町に現に住所を有し、学校教育法第1条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。

(3)その他三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例(昭和29年三朝町条例第52号)の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としな

(表彰候補者の推薦)

第3条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第2条第1項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

R01三朝町教育委員会表彰候補者一覧

No.	被推薦者	表彰区分	功 績 内 容	大会日
1	タニモト ノゾミ 谷本 望実	第1項第2号	第73回中国四国学生陸上競技対校選手権大会 女子走幅跳 第7位 中国5大学陸上競技選手権大会 女子走幅跳 第2位 第42回中国四国学生陸上競技選手権大会 女子走幅跳 第6位	R1. 5. 17-19 R1. 9. 1 R1. 10. 18-20
2	シミズ タイセイ 清水 泰成	第1項第2号	第72回中国高校陸上競技対校選手権大会 男子ハンマー投げ 3位	R01. 6. 14-16
3	ヤマネ ナオム 山根 直武	第1項第2号	第62回中国高等学校弓道選手権大会 男子団体 5位	R01. 6. 21-23
4	フクダ シュンスケ 福田 俊介	第1項第2号	第55回中国地区高等専門学校体育大会 男子砲丸投げ 2位	R1. 7. 5-6
5	オオシロ レン 大城 蓮	第1項第2号	第74回国民体育大会中国ブロック大会 カヌー競技少年男子カヤックフォア 団体 2位	R01. 7. 13-14
6	ムカイ ヌフト 向井 悠斗	第1項第2号	第74回国民体育大会中国ブロック大会 カヌー競技少年男子カヤックフォア 団体 2位	R01. 7. 13-14
7	サザキ ナイム 佐崎 海夢	第1項第2号	第74回国民体育大会中国ブロック大会 カヌー競技少年男子カヤックペア 団体 3位	R01. 7. 13-14
8	三朝中学校合唱部	第1項第2号	第58回中国合唱コンクール 中学校部門混成合唱の部 銅賞	R1. 9. 22
9	タケベ ソヨハ 竹部 颯華	第1項第3号	S&B杯ちびっ子健康マラソン 1年生女子の部 優勝 小学生クラブ対抗陸上競技大会 2年女子50m 優勝 第35回全国小学生陸上競技交流大会県選考会兼第9回夏季小学生陸上競技大会 2年女子 50m 優勝 第22回県小学生陸上競技大会 2年女子50m 優勝	H31. 3. 24 H31. 4. 21 R1. 6. 23 R1. 9. 29
10	イガ テカノ 伊賀 千佳乃	第1項第3号	第54回鳥取県高等学校総合体育大会バレーボール競技の部 優勝	R1. 5. 25-26
11	ヤマダ アサヒ 山田 彩音	第1項第3号	第54回鳥取県高等学校総合体育大会バレーボール競技の部 優勝	R1. 5. 25-26
12	フミナベ ナツミ 渡邊 菜々美	第1項第3号	第54回鳥取県高等学校総合体育大会バスケットボール競技の部 第1位	R1. 5. 25-27, 6. 1
13	三朝中学校	第1項第3号	県中学校総合体育大会陸上競技の部 女子低学年4×100mリレー 第1位	R1. 7. 20
14	三朝野球スポーツ少年団	第1項第3号	2019年度鳥取県スポーツ少年団軟式野球交流大会 優勝	R1. 7. 27
15	三朝小学校	第1項第3号	第43回鳥取県小学校運動記録会（水泳） 男子200mリレー 第1位	R1. 8. 1
16	オオハシ リン 大橋 凜	第1項第3号	中学新人陸上競技大会 中学1年女子100m 第1位、中学1年女子200m 第1位 第30回会長杯陸上競技選手権大会 女子100m 第1位	R1. 9. 14 R1. 10. 19
17	フジハラ トオヤ 藤原 透弥	第1項第3号	中学新人陸上競技大会 中学男子砲丸投げ 第1位	R1. 9. 14
18	三朝中学校	第1項第3号	とっとりブラごみゼロ推進フォーラム 動画部門 最優秀賞	R1. 10. 11
19	ヤギ ケイイチロウ 矢木 聖一朗	第1項第3号	第30回会長杯陸上競技選手権大会 男子走高跳 第1位	R1. 10. 19
20	三朝A	第1項第3号	サントリーカップ第16回全国小学生タグラグビー選手権大会鳥取県予選大会 優勝	R1. 11. 24

# 三朝町教育大綱（改訂版） 骨子（案）

## 1. 趣旨

### (1) 改訂の趣旨

平成 27 年に策定された本町の教育大綱は計画期間である 5 年間が経過し、主要施策とされてきた小学校統合の実現したこと、また、令和 2 年度には新しい学習指導要領が全面実施されることに伴い、平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」（以下「総合計画」という。）及び「みささっ子教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）との整合性を図りながら、本町の中長期的な教育の振興のための施策に関する教育大綱の見直しを行う。

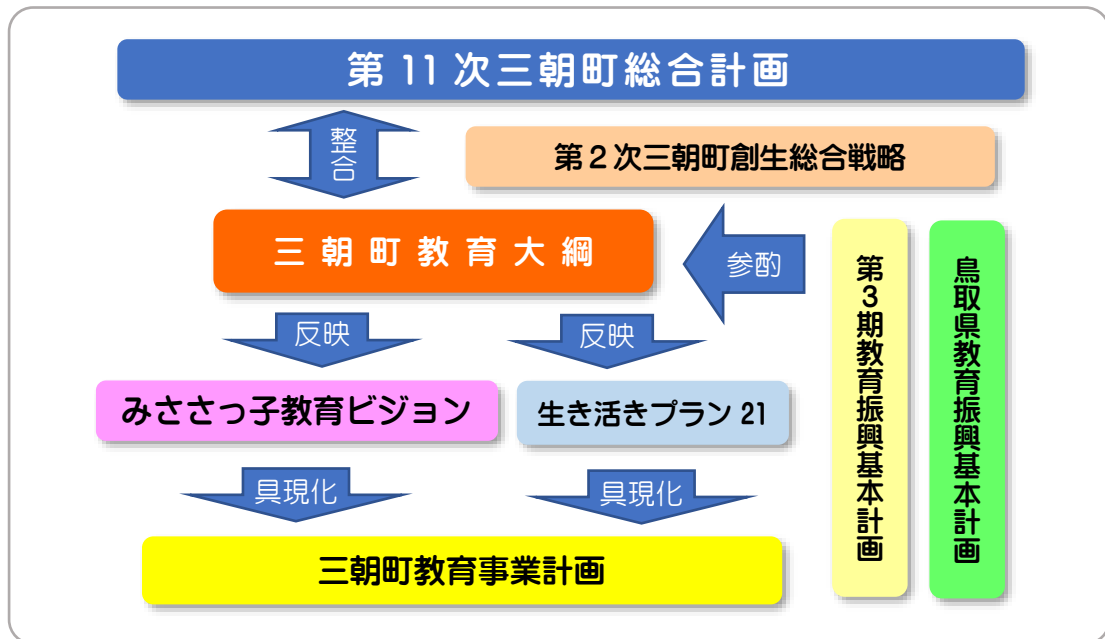
### (2) 他の計画との位置付け

○教育大綱の策定については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第 1 条の 3 に規定されている。

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

○本町の最上位計画である総合計画では、教育分野の目指すべき姿として「感性と自立心を育む町」を次世代育成（学校教育）、自立と社会参加（生涯学習・スポーツ・文化芸術の振興）の施策の方針としている。



## 2. 期間と構成

### (1) 大綱の計画期間

令和2年度から令和10年度までの9年間

※「第11次三朝町総合計画」の基本構想期間（令和10年度まで）とし、必要に応じて見直しを行う。

### (1) 大綱の構成

現行	改訂（案）
基本理念、6つの目標、20の施策	基本理念、6つの目標、25の施策

## 3. 教育大綱の体系（改訂内容）

### (1) 基本理念

現行	改訂（案）
やさしく たくましい 三朝町の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために	“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成

※第11次三朝町総合計画

○将来像 「笑顔と元気があふれ輝く町」

○基本理念 「まち」と「ひと」個性が交響する町づくり

### (2) 目標（基本目標）施策

現行	改訂（案）
1. 知・徳・体の調和の取れた子どもを育てる教育 1-(1) 学力向上の推進 1-(2) 国際理解教育の推進 1-(3) 学校施設の整備の推進	1. 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現 1-(1) 学ぶ意欲の醸成と学力向上 1-(2) 外国語教育・キャリア教育の推進 1-(3) 特別な教育的支援の充実 1-(4) 学びの連続性を重視した教育の推進 1-(5) 豊かな心の醸成と情操教育の推進 1-(6) 社会参画意識の醸成 1-(7) 多様な交流活動の充実とコミュニケーション能力の向上 1-(8) 子どもの体力向上の推進
2. 郷土に学び、郷土を誇れる子どもを育てる教育 2-(4) ふるさと三朝町を愛する子どもたちの育成 2-(5) 地域で子どもたちを育てる 2-(6) 家庭教育の充実	2. ふるさとを学び・愛する「みささ人（びと）」の育成 2-(9) ふるさとを愛する教育の推進 2-(10) ふるさとに触れる機会の充実 2-(11) ふるさとへ貢献する意識の醸成 2-(12) 幼児期からのふるさと愛の育成

現行	改訂（案）
<p>3. 子どもの実態に応じた、多様な学びを 保証する教育</p> <p>3-(7) 家庭、地域、こども園（保育所）・ 学校、行政の連携強化</p> <p>3-(8) 特別支援教育の充実</p> <p>3-(9) 開かれた学校づくりと学校・家 庭・地域の連携</p>	<p>3. 教育環境と運営支援の充実</p> <p>3-(13) 地域一円の学校支援</p> <p>3-(14) 開かれた学校づくりの推進</p> <p>3-(15) 安心で安全な学校づくりの推進</p> <p>3-(16) 教職員の指導體制の充実</p> <p>3-(17) 学校施設の整備充実</p> <p>3-(18) 放課後における子どもたちの 快適な育成活動の環境づくり</p>
<p>4. 主体的に学び、自分で考え、判断し、 行動できる子どもを育てる教育</p> <p>4-(10) 社会に適応する能力の育成</p> <p>4-(11) 豊かな人間性、社会性を育む教 育の推進</p> <p>4-(12) 小学校統合の推進</p> <p>4-(13) 学校での安全対策と保護者負 担の軽減</p>	<p>4. 生涯スポーツ活動の普及と健康な心 と体づくりの推進</p> <p>4-(19) 生涯スポーツ活動の推進</p> <p>4-(20) 健やかな心と体づくりの推進</p>
<p>5. 健やかな心と体づくりを推進する教育</p> <p>5-(14) 健やかな心と体づくりの推進</p> <p>5-(15) 生涯スポーツの推進</p>	<p>5. 生涯学び、成長できる豊かな暮らし の実現</p> <p>5-(21) 生涯学習の環境づくりと活動支援</p> <p>5-(22) 人権学習の推進と相談体制の充実</p>
<p>6. 生涯わたって学び続け、自己の人格を 磨き、豊かな人生を送ることができる 町の実現</p> <p>6-(16) 生涯学習の環境整備と活動支援</p> <p>6-(17) 人権学習の充実</p> <p>6-(18) 文化、芸術活動の振興</p> <p>6-(19) 郷土芸能の伝承保存</p> <p>6-(20) 文化財の保存・活用</p>	<p>6. 文化、伝統、地域資源（文化財）の 継承と芸術の振興</p> <p>6-(23) 文化、芸術活動の振興</p> <p>6-(24) 郷土芸能の伝承保存</p> <p>6-(25) 地域資源（文化財）の保存・活用</p>

※改訂（案）は総合計画及び教育ビジョンとの整合性を図っている。

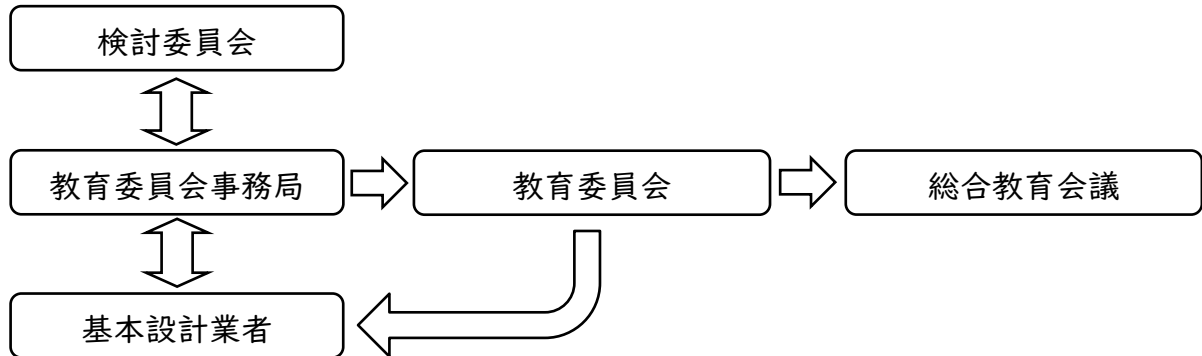
#### 4. 大綱の基本目標達成に向けた取組み

大綱の基本目標を着実に実行するため、毎年度当初に「三朝町教育基本計画書」として具  
体的事業と目標値を設定。

年度終了後は「三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書」を取りまとめ公表する。

## 小学校施設検討について

## 方針決定



## 児童生徒の推移

- ・令和7年度は1年生が1クラス、令和8年度は1・2年生が1クラスと想定される。
  - ・令和15年度には小中学校の各学年が1クラスも想定される。
- (平成30年度の出生数・転入転出数で想定した場合)

人数	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
R1	43	46	46	56	60	55	306	53	63	67	183	489
R2	42	43	46	46	58	60	295	54	53	63	170	465
R3	51	42	43	46	46	58	286	60	54	53	167	453
R4	49	51	42	43	46	46	277	58	60	54	172	449
R5	45	49	51	42	43	46	276	46	58	60	164	440
R6	37	45	49	51	42	43	267	46	46	58	150	417
R7	26	37	45	49	51	42	250	43	46	46	135	385

クラス数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	合計
R1	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	6	18
R7	1	2	2	2	2	2	11	2	2	2	6	17

令和元年5月1日学校基本調査、平成31年3月31日住民基本台帳

## 現状の校舎及び体育館

小学校 管理教室棟 (S42) 2,287 m<sup>2</sup>、教室棟 (S56) 498 m<sup>2</sup>  
計 2,785 m<sup>2</sup> 耐震補強 (H22)

体育館 (S43) 716 m<sup>2</sup> 耐震補強 (H22)

中学校 教室棟 (S37) 1,964 m<sup>2</sup> 管理棟 (S61) 1,545 m<sup>2</sup> 特別教室棟 (S63) 587 m<sup>2</sup>  
計 4,096 m<sup>2</sup> 耐震補強・改修 (H19)

体育館 (S38) 1,138 m<sup>2</sup> 耐震補強 (H19)

## 望ましい小学校の校舎規模

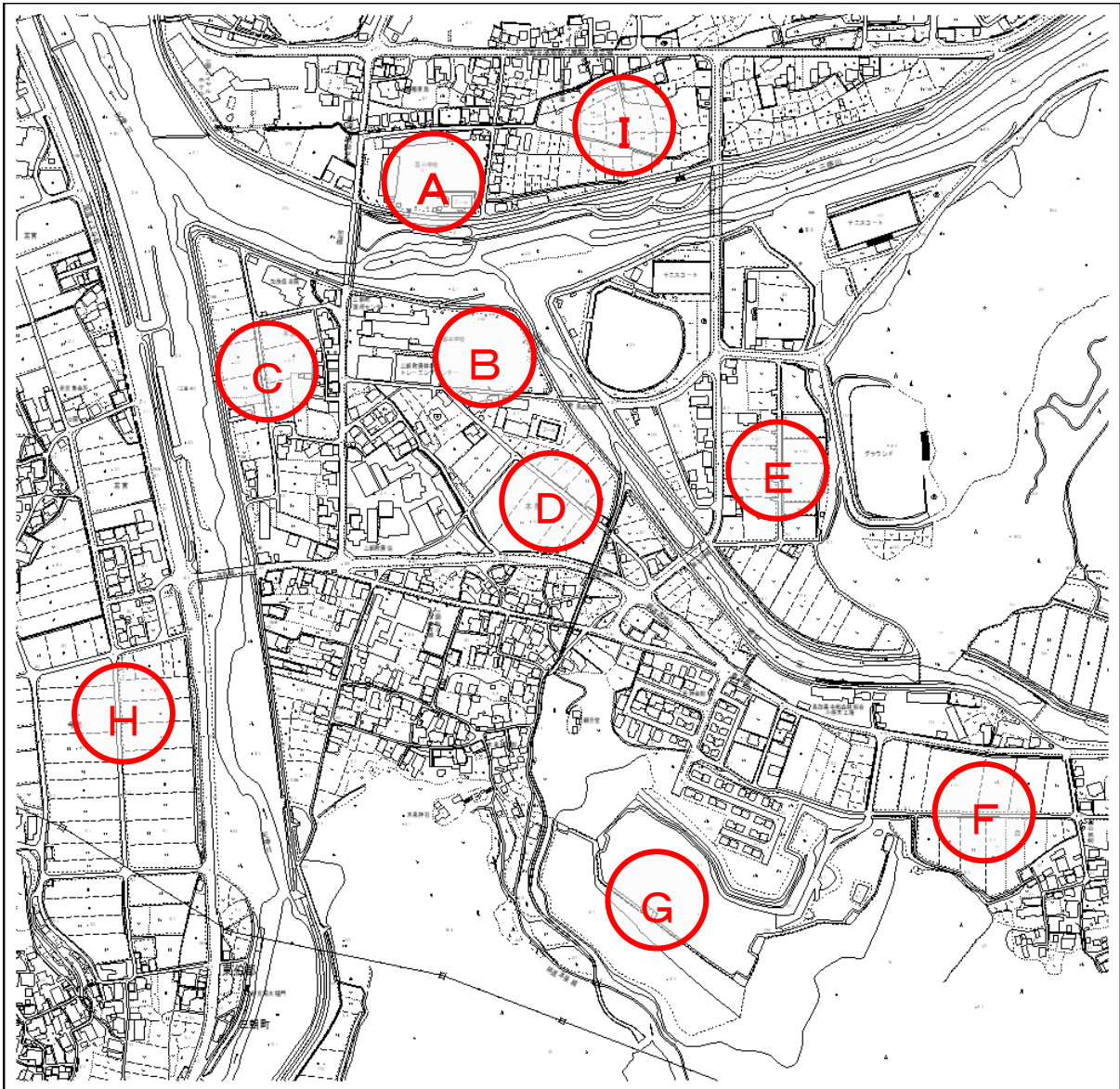
	数	面積	総面積		数	面積	総面積
普通教室	12	81	972	外国語活動室	1	81	81
特別支援教室	4	81	324	児童更衣室	2	39	78
	5	41	205	教育相談室	2	20	40
通級教室	2	41	82	エレベータ	1	9	9
特別教室	4	162	648				
少人数教室	3	54	162	校長室	1	55	55
多目的スペース	1	300	300	職員室	1	208	208
図書室	1	243	243	教職員更衣室	2	18	36
児童用トイレ	大 25、小 15		120	教職員用トイレ	大 8、小 3		33
保健室	1	81	81	職休憩室	2	20	40
給食配膳室	1	81	81	職員玄関	1	9	9
児童玄関	1	150	150	給湯室	1	9	9
放送室	1	9	9	会議室	3	81	243
児童支援室(教材室兼)	3	27	81	合計(廊下・階段除く)			4,299

平成30年度小学校施設調査による廊下・階段の平均面積  $1,117 \text{ m}^2$  を加えると  $5,416 \text{ m}^2$

## 中学校の校舎整備方法の想定

- ・小学校校舎整備(各学年2クラス、全12クラス)後に小中学校で全9クラス(各学年1クラス)となり、空き教室を中学校が利用する場合。  
小中学校で共有できる教室等は共有、校長室・職員室は別整備。  
不足する教室等を整備。  
増築面積 約  $2,000 \text{ m}^2$
- ・小中学校が同一校舎に入れる規模の校舎を整備する場合。  
小中学校で共有できる教室等は共有、校長室・職員室は別整備。  
整備面積 約  $8,600 \text{ m}^2$ 、但し体育館は2棟必要。
- ・中学校を単独で整備する場合。  
整備面積 現状6クラス約  $4,500 \text{ m}^2$ 、将来3クラス約  $4,000 \text{ m}^2$

## 整備候補地

敷地面積約 20,000 m<sup>2</sup>の整備が可能な候補地A : 小学校敷地面積 13,836 m<sup>2</sup>、B : 中学校敷地面積 19,904 m<sup>2</sup>

## 敷地状況

	地目	用地取得	建物移転	課題
A	公有地・農地	一部	4戸	
B	公有地			運動場、駐車場整備
C	農地（ほ場整備済）	全体	10戸	
D	農地（ほ場整備済）	全体	2戸	
E	農地（ほ場整備済）	全体	2戸	
F	農地（ほ場整備済）	全体		
G	山林（真砂採取後）	全体		
H	農地（ほ場整備済）	全体		
I	農地	全体		



## 通学距離（三朝図書館からの候補地中心までの距離）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
距離	220m	500m	500m	750m	900m	1,500m	1,500m	1,100m	250m

Google マップによる計測

## 土砂災害警戒区域（イエロー区域）、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
土砂災害	—	—	—	—	—	一部 イエロー	—	一部 イエロー	—

鳥取県 土砂災害警戒区域情報、土砂災害特別警戒区域情報

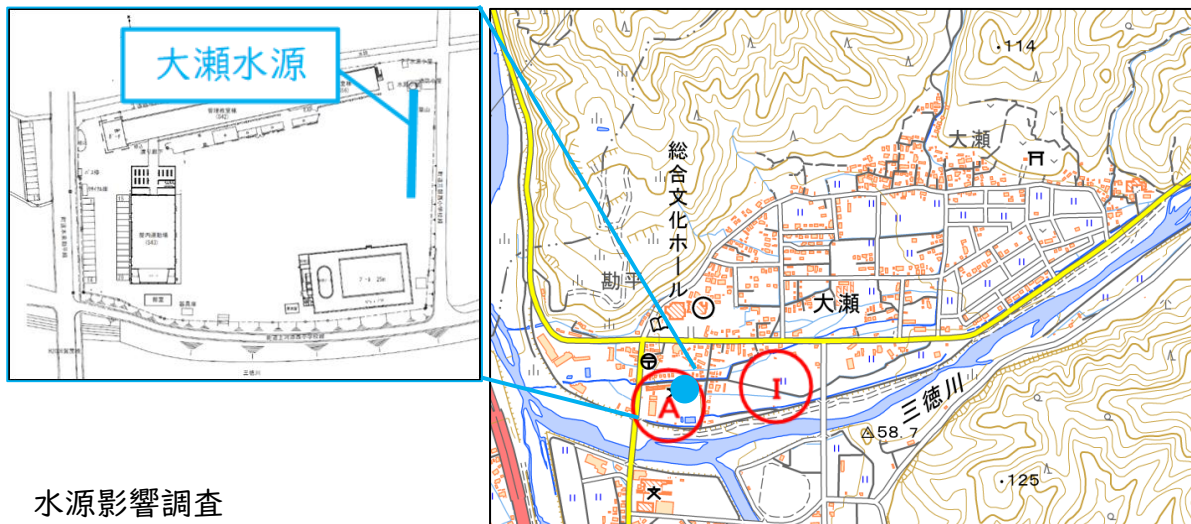
## 洪水浸水想定水深（計画規模）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
天神川 三徳川	0.5 未満	—	0.5 未満	—	—	—	—	0.5-3.0	—

国土交通省 浸水想定区域図

## その他

## 三朝町上水道（大瀬水源）



## 水源影響調査

期間：約2年。

費用：約3,000万円（税抜き、6箇所想定）

（調査箇所が増えることも考えられる。）

調査期間中は、計測器固定のためやぐらを設置。

## 仮設ろ過装置設置（超高速凝集沈殿+膜ろ過）

期間：約10か月

費用：約24,000万円（税抜き、ランニングコスト別）

面積：約150㎡

濁度によっては上記施設では対応不可。

## 水源移転

大瀬区域内では、大瀬水源の上流となるため水源影響調査が広範囲で必要。

三朝町は過去に4か所調査したが水源として適さなかった。

